

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 1 回 定 例 会 議 案

令 和 4 年 2 月 2 4 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 3 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	5
議第 4 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	8
議第 5 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 0
議第 6 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
議第 7 号	美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について	1 4
議第 8 号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	1 6
議第 9 号	美濃加茂市文化財保護条例の一部を改正する条例について	1 8
議第 1 0 号	美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2 1
議第 1 1 号	美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について	2 2
議第 1 2 号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3 0
議第 1 3 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3 2
議第 1 4 号	美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について	3 4
議第 1 5 号	美濃加茂市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について	3 7

議第 1 6 号	令和 3 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 7 号）	3 9
議第 1 7 号	令和 3 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）	6 6
議第 1 8 号	令和 3 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）	7 8
議第 1 9 号	令和 3 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）	9 4
議第 2 0 号	令和 3 年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 0 6
議第 2 1 号	令和 4 年度美濃加茂市一般会計予算	1 1 5
議第 2 2 号	令和 4 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	1 1 5
議第 2 3 号	令和 4 年度美濃加茂市介護保険会計予算	1 1 5
議第 2 4 号	令和 4 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 1 5
議第 2 5 号	令和 4 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算	1 1 5
議第 2 6 号	令和 4 年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 1 5
議第 2 7 号	令和 4 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 1 5
議第 2 8 号	令和 4 年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 1 5
議第 2 9 号	令和 4 年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 1 5
議第 3 0 号	（仮称）美濃加茂市立新古井保育園整備事業設計・建設等の請負契約の変更について	1 1 6
議第 3 1 号	市道路線の認定について	1 1 7

議第 1 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 2 0 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第 2 1 条において「特定管理職員」という。）にあつては <u>1 0 0 分の 1 0 0</u> を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 6 7. 5</u> 」と、「 <u>1 0 0 分の 1 0 0</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 5 7. 5</u> 」とする。	(期末手当) 第 2 0 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第 2 1 条において「特定管理職員」という。）にあつては <u>1 0 0 分の 1 0 7. 5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 7 2. 5</u> 」と、「 <u>1 0 0 分の 1 0 7. 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 6 2. 5</u> 」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。
（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第２０条により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イ ロに掲げる職員以外の職員 １２７．５分の１５
 - ロ 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。以下「特定管理職員」という。）１０７．５分の１５
 - (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イ 特定管理職員以外の職員 ７２．５分の１０
 - ロ 特定管理職員 ６２．５分の１０

議第 2 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第 9 条 (略)	第 9 条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 6 2. 5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 6 7. 5</u> 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例により算定される期末手当の額（以下

「基準額」という。)から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、 $167\frac{5}{10}$ を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第 3 号

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年美濃加茂市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（3） （略） （4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日。以下「1 歳 6	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（3） （略） （4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u> （イ） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日。以下「1 歳 6

か月到達日」という。)までに、その
任期(任期が更新される場合にあって
は更新後の任期)が満了すること及び
引き続いて任命権者を同じくする職
(以下「特定職」という。)に採用さ
れないことが明らかでない非常勤職
員

(イ) (略)

イ～ウ (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった
場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に
対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又
は出産したことその他これに準ずる事実を
申し出たときは、当該職員に対して、育児休
業に関する制度その他の事項を知らせると
ともに、育児休業の承認の請求に係る当該職
員の意向を確認するための面談その他の措
置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出
をしたことを理由として、当該職員が不利益
な取扱いを受けることがないようにしなけ
ればならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求
が円滑に行われるようにするため、次に掲げ
る措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実
施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備
に関する措置

か月到達日」という。)までに、その
任期(任期が更新される場合にあって
は更新後の任期)が満了すること及び
特定職に引き続き採用されないこと
が明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ～ウ (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 (略)

(規則への委任)	(規則への委任)
<u>第24条</u> (略)	<u>第22条</u> (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 4 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、<u>1 0 0 分の 2 1 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、<u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、 222.5 分の 15 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第 5 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 4 1 年美濃加茂市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>1 0 0 分の 2 1 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、2 2 2 . 5

分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第 6 号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年美濃加
茂市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第 8 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 （昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号。以下 「給与条例」という。）第 2 0 条から第 2 0 条 の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。）について準用する。この場合におい て、給与条例第 2 0 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u>」 と、給与条例第 2 0 条第 4 項中「職員が受け るべき給料（育児短時間勤務職員等にあつて は、給料の月額を算出率で除して得た額）及 び扶養手当の月額並びにこれらに対する地 域手当の月額の合計額」とあるのは「<u>パート タイム会計年度任用職員が受けるべき報酬</u>	（期末手当） 第 8 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 （昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号。以下 「給与条例」という。）第 2 0 条から第 2 0 条 の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。）について準用する。この場合におい て、給与条例第 2 0 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」と、給与条例第 2 0 条第 4 項中「<u>それぞ れその基準日現在（退職し、又は死亡した職 員にあっては、退職し、又は死亡した日現在） において職員が受けるべき給料（育児短時間 勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率 で除して得た額）及び扶養手当の月額並びに</u>

<u>の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第4条から第6条までの規定により支給された報酬を除く。）の1月当たりの平均額</u>』とする。 2～4（略）	これらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第4条から第6条までの規定により支給された報酬を除く。）の1月当たりの平均額」とする。 2～4（略）
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、72.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第 7 号

美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例
美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例（昭和 5 4 年美濃加茂市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置の目的） 第 1 条 <u>美濃加茂市国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、美濃加茂市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> （積立て） 第 2 条 基金として積立てる<u>額</u>は、美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出予算（以下「<u>国保会計歳入歳出予算</u>」という。）で定める。 （繰替運用）	（設置の目的） 第 1 条 <u>美濃加茂市国民健康保険の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源及びその他保健事業に要する費用に充当するため、美濃加茂市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> （積立て） 第 2 条 基金として積立てる<u>金額</u>は、美濃加茂市国民健康保険会計（以下「<u>国保会計</u>」という。）において、毎年度決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を国保会計歳入歳出予算で定める。 2 <u>基金の総額は、前年度の保険給付費に要する費用の総額の 4 分の 1 を限度とする。</u> （繰替え運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 <u>(処分)</u> 第6条 基金は、美濃加茂市国民健康保険事業に必要な経費の財源に充てるときに限り、処分することができる。 (委任) 第7条 (略)	第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。 (委任) 第6条 (略)
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 8 号

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例

美濃加茂市手数料条例（平成 1 2 年美濃加茂市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
附 則 （多機能端末機を利用した場合の特例） 3 令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。					附 則 （多機能端末機を利用した場合の特例） 3 令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。				
(略)					(略)				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
事務の 種類	事務の内容	手数料 の名称	単位	金額	事務の 種類	事務の内容	手数料 の名称	単位	金額
(略)					(略)				
5 住	(略)				5 住	(略)			

民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	3 法第12条の4第1項の規定による住民票の写し	(略)		
	4 法第15条の4第1項から第4項までの規定による除票の写し等の交付	除票の写し等 交付手数料	1通につき	300円
	5 法第20条第1項から第4項までの規定による戸籍の附票の写しの交付	(略)		
	6 法第21条の3第1項から第4項までの規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し 交付手数料	1通につき	300円
(略)				

民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	3 法第12条の4第1項の規定による住民票の写し	(略)
	4 法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	(略)
	(略)	
	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 号

美濃加茂市文化財保護条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市文化財保護条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市文化財保護条例の一部を改正する条例

美濃加茂市文化財保護条例（昭和 6 0 年美濃加茂市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 6 章 （略） <u>第 7 章 文化財保存活用地域計画協議会（第 3 3 条—第 3 9 条）</u> <u>第 8 章 補則（第 4 0 条・第 4 1 条）</u> 附則 （庶務） 第 3 2 条 （略） <u>第 7 章 文化財保存活用地域計画協議会</u> <u>（設置）</u> <u>第 3 3 条 委員会の附属機関として、美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> <u>（所掌事務）</u> <u>第 3 4 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</u>	目次 第 1 章～第 6 章 （略） <u>第 7 章 補則（第 3 3 条・第 3 4 条）</u> 附則 （庶務） 第 3 2 条 （略）

(1) 委員会の諮問に応じ、法第183条の3の文化財保存活用地域計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）の基本方針及びその内容について答申すること。

(2) 認定された文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整すること。

（協議会への諮問）

第35条 委員会は、文化財保存活用地域計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ協議会に諮問しなければならない。

（組織）

第36条 協議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 文化財関係団体の者（文化財を保存し、又は活用するものをいう。）

(3) 観光関係団体の者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第37条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める委員がその職務を代理する。

（議事）

第38条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

<u>2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> <u>(庶務)</u> <u>第39条 協議会の庶務は、委員会において処理する。</u> <u>第8章 補則</u> (補助金の返還) <u>第40条 (略)</u> (委任) <u>第41条 (略)</u>	<u>第7章 補則</u> (補助金の返還) <u>第33条 (略)</u> (委任) <u>第34条 (略)</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
美濃加茂市企業誘致推進委員会委員	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市企業誘致推進委員会委員	(略)	(略)	(略)
美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会委員	美濃加茂市文化財保護条例						
美濃加茂市小口融資審査委員会委員	(略)			美濃加茂市小口融資審査委員会委員	(略)		
(略)				(略)			

議第 10 号

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(開館時間等) 第 6 条 （略） 2 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) （略） 3 （略）	(開館時間等) 第 6 条 （略） 2 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日</u> (3) （略） 3 （略）

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 1 号

美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市国民健康保険条例（平成 1 2 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(基礎賦課限度額) 第 2 0 条 第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 2 条の基礎賦課額と第 1 6 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 9 条及び第 3 2 条第 1 項において同じ。）は、<u>6 5 万円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 2 0 条の 6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を<u>一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等</u>（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 3 2 条	(基礎賦課限度額) 第 2 0 条 第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 2 条の基礎賦課額と第 1 6 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 9 条及び第 3 2 条第 1 項において同じ。）は、<u>6 3 万円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 2 0 条の 6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 3 2 条の 9 に規定する方法に

の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2)・(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の12 第20条の3又は第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第29条及び第32条第1項において同じ。)は、20万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定め

より補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2)・(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第20条の12 第20条の3又は第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第29条及び第32条第1項において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発

額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

（保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.5万円を超える場合には、6.5万円）とする。

(1) （略）

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のう

生した日、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

（保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.3万円を超える場合には、6.3万円）とする。

(1) （略）

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のう

ち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前各号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「6.5万円」とあるのは「2.0万円」と、前項中「第15条」とある

ち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、52万円に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前各号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「6.3万円」とあるのは「1.9万円」と、前項中「第15条」とある

のは「第20条の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。	のは「第20条の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。
--	--

(美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年美濃加茂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第32条及び第32条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1)・(2) (略) (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第32条及び第32条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる	(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第32条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1)・(2) (略) (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第32条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額

額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) (略)

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは「第20条の6又は第20条の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合におけ

(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) (略)

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは「第20条の6又は第20条の10」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合におけ

る当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額</u>とする。 (1) <u>第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</u> (2) <u>前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）</u> 5 <u>第15条第3項</u>の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、<u>第15条第3項</u>の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは、「第20条の6又は第20条の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中「<u>第15条第3項</u>」とあるのは「<u>第20条の6第3項</u>」と読み替えるものとする。	る当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に、第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。 5 <u>第15条第2項及び第3項</u>の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、<u>第15条第2項及び第3項</u>の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは、「第20条の6又は第20条の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中「<u>第15条</u>」とあるのは「<u>第20条の6</u>」と読み替えるものとする。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和４年度以降の年度分の保険料について適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 1 2 号

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年美濃加茂市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
名称	所在地	備考	名称	所在地	備考
(略)			(略)		
三和住宅	美濃加茂市三和町川浦 1 4 1 8 番地 1	A 3 A 4 A 5 A 9 B 1 B 3 C 1 C 2 C 4に限る。	三和住宅	美濃加茂市三和町川浦 1 4 1 8 番地 1	<u>A 1</u> A 3 A 4 A 5 <u>A 8</u> A 9 <u>A 1 0</u> B 1 B 3 C 1 C 2 C 4に限る。

(美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年美濃加茂市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(名称等)	(名称等)

第2条 住宅の名称、所在地、戸数及び住宅番号は、次のとおりとする。

名称	所在地	戸数	住宅番号
三和住宅	美濃加茂市三和町川浦14 18番地1	9戸	A1 A2 A6
			A7 A8 A
			10 A11 B
			2 C3

第2条 住宅の名称、所在地、戸数及び住宅番号は、次のとおりとする。

名称	所在地	戸数	住宅番号
三和住宅	美濃加茂市三和町川浦14 18番地1	6戸	A2 A6 A7
			A11 B2
			C3

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 13 号

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年美濃加茂市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 3 条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第 3 条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込に係る傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、

なお従前の例により担保に供することができる。

議第 1 4 号

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団条例（平成 4 年美濃加茂市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
（服務） 第 8 条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 （遵守事項） 第 1 0 条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）常に<u>災害</u>の予防及び警戒に留意し、招集に応じ得る心構えを持つこと。 （2）～（5） （略） （報酬） 第 1 1 条 消防団員<u>の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u>	（服務） 第 8 条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 （遵守事項） 第 1 0 条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）常に<u>水火災等</u>の予防及び警戒に留意し、招集に応じ得る心構えを持つこと。 （2）～（5） （略） （報酬） 第 1 1 条 消防団員<u>には、次の表に定める額の報酬を支給する。</u> <table><tr><td>団長</td><td>年額 9 0 , 0 0 0 円</td></tr></table>	団長	年額 9 0 , 0 0 0 円
団長	年額 9 0 , 0 0 0 円		

副団長	年額 70,000円
分団長	年額 55,000円
副分団長	年額 45,000円
部長	年額 40,000円
班長	年額 36,000円
団員	年額 33,000円

2 消防団員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の年額報酬を支給する。

- (1) 団長 100,000円
- (2) 副団長 80,000円
- (3) 分団長 70,000円
- (4) 副分団長 60,000円
- (5) 部長 55,000円
- (6) 班長 45,000円
- (7) 団員 38,000円

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。ただし、第1号及び第2号の職務に従事した時間が4時間以下のときは、当該額の2分の1の額とする。

- (1) 災害の出動 8,000円（8時間を超えた4時間（1時間未満は1時間とする。）ごとに4,000円を加算する。）
- (2) 警戒、訓練、指導、広報その他の出動 4,000円
- (3) 前2号に掲げるもの以外の出動 1,200円

（費用弁償）

第12条 消防団員が公務のため旅行した場合は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例

（費用弁償）

第12条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合に支給する費用弁償の

<u>(昭和63年美濃加茂市条例第1号)の規定に基づき、団長については副市長相当職と、副団長については7級相当職と、分団長については6級相当職と、その他の消防団員については4級相当職とみなして、同条例の規定による旅費に相当する額を費用弁償として支給する。</u>	<u>額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第1号の職務に従事した時間が4時間以下のときは2分の1の額を、第2号の職務に4時間を超えて従事したときは2倍の額を支給する。</u> (1) <u>水火災その他の災害による災害出動</u> <u>1回につき8,000円</u> (2) <u>警戒、訓練、指導、広報その他の出動</u> <u>1回につき1,800円</u> (3) <u>前2号に掲げるもの以外の出動</u> 1回につき1,200円 2 <u>前項の場合を除き、消防団員が公務のため旅行した場合は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例(昭和63年美濃加茂市条例第1号)の規定に基づき、団長については副市長相当職と、副団長については7級相当職と、分団長については6級相当職と、その他の消防団員については4級相当職とみなして、同条例の規定による旅費に相当する額を費用弁償として支給する。</u>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた費用弁償については、改正後の美濃加茂市消防団条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 15 号

美濃加茂市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について

美濃加茂市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

美濃加茂市高額療養費貸付基金条例（昭和 53 年美濃加茂市条例第 12 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 16 号

令和 3 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 17 号）

令和 3 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 17 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,933 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,211,006 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,877,707	30,360	5,908,067
	1 国庫負担金	2,478,347	14,284	2,492,631
	2 国庫補助金	3,385,461	16,076	3,401,537
16 県支出金		1,696,688	7,142	1,703,830
	1 県負担金	1,025,747	7,142	1,032,889
17 財産収入		66,093	5,878	71,971
	1 財産運用収入	55,942	5,878	61,820
19 繰入金		2,414,706	21,507	2,436,213
	1 基金繰入金	2,414,703	5,572	2,420,275
	2 特別会計繰入金	3	15,935	15,938
20 繰越金		900,696	136,563	1,037,259
	1 繰越金	900,696	136,563	1,037,259
21 諸収入		735,075	2,483	737,558
	4 雑入	520,978	2,483	523,461
歳入合計		27,007,073	203,933	27,211,006

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,570,440	156,194	4,726,634
	1 総務管理費	3,995,811	152,080	4,147,891
	3 戸籍住民基本台帳費	152,912	4,114	157,026
3 民生費		10,647,777	36,731	10,684,508
	1 社会福祉費	4,795,736	34,248	4,829,984
	2 児童福祉費	5,423,255	2,483	5,425,738
5 農林業費		564,142	11,008	575,150
	1 農業費	355,611	11,008	366,619
歳 出 合 計		27,007,073	203,933	27,211,006

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	総合行政システム事業	千円 23,925
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	4,114
3 民生費	2 児童福祉費	児童虐待予防対策事業	10,340
7 土木費	2 道路橋りょう費	一般道路改修事業	14,700
	4 都市計画費	都市計画事業	4,511
		新産業集積地区整備事業	2,970
		美濃太田駅周辺市街地再開発事業	15,358
		都市公園整備事業	3,520
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	都市計画施設災害復旧事業	11,055

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	5,877,707	30,360	5,908,067
	1		国庫負担金	2,478,347	14,284	2,492,631
		1	民生費国庫負担金	2,253,849	14,284	2,268,133
	2		国庫補助金	3,385,461	16,076	3,401,537
		1	総務費国庫補助金	146,205	16,076	162,281

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
16			県支出金	1,696,688	7,142	1,703,830
	1		県負担金	1,025,747	7,142	1,032,889
		1	民生費県負担金	962,170	7,142	969,312

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 負担金	7,142	1 自立支援給付費負担金

(款) 17 財産収入
(項) 1 財産運用収入

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	5,878	1 財政調整基金利子	2,672
		2 減債基金利子	105
		3 ふるさと納税基金利子	38
		4 福祉基金利子	104
		5 ふるさと水基金利子	8
		6 庁舎建設基金利子	2,947
		7 人に優しいまちづくり基金利子	4

(款) 19 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	2,414,706	21,507	2,436,213
	1	基金繰入金	2,414,703	5,572	2,420,275
	7	高額療養費貸付基金繰入金	0	5,572	5,572
	2	特別会計繰入金	3	15,935	15,938
	1	国民健康保険会計繰入金	1	4,246	4,247
	2	介護保険会計繰入金	1	11,689	11,690

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 高額療養費貸付基金繰入金	5,572	1 高額療養費貸付基金繰入金
1 国民健康保険会計繰入金	4,246	1 国民健康保険会計繰入金
1 介護保険会計繰入金	11,689	1 介護保険会計繰入金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	900,696	136,563	1,037,259
	1		繰越金	900,696	136,563	1,037,259
		1	繰越金	900,696	136,563	1,037,259

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	136,563	1 前年度繰越金

(款) 21 諸 収 入
(項) 4 雑 入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			諸 収 入	735,075	2,483	737,558
	4		雑 入	520,978	2,483	523,461
		5	雑 入	175,372	2,483	177,855

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 民生費雑入	2,483	1 過年度保育所等整備事業補助金返還金

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	4,570,440	156,194	4,726,634	37,773	118,421
	1		総務管理費	3,995,811	152,080	4,147,891	33,659	118,421
		3	財政管理費	19,304	102,777	122,081	財産収入 2,777 繰入金 15,935	84,065
		6	企 画 費	2,517,154	49,303	2,566,457	国庫支出金 11,962 財産収入 2,985	34,356
	3		戸籍住民基本台帳費	152,912	4,114	157,026	4,114	
		1	戸籍住民基本台帳費	152,912	4,114	157,026	国庫支出金 4,114	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積 立 金	102,777	財政調整基金積立金 102,672 減債基金積立金 105	財政管理事業 102,777
12 委 託 料	23,925	電子申請関連システム整備	ふるさと納税推進事業 38 長良川鉄道経営安定支援事業 22,393
18 負担金、補助及び交付金	22,393	長良川鉄道経営安定対策補助金	総合行政システム事業 23,925 新庁舎整備事業 2,947
24 積 立 金	2,985	ふるさと納税基金積立金 38 庁舎建設基金積立金 2,947	
12 委 託 料	4,114	住民記録システム改修	住民基本台帳事務 4,114

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	10,647,777	36,731	10,684,508	29,589	7,142
	1		社会福祉費	4,795,736	34,248	4,829,984	27,106	7,142
		1	社会福祉総務費	1,323,139	5,680	1,328,819	財産収入 繰入金 108 5,572	
		5	自立支援費	1,376,365	28,568	1,404,933	国庫支出金 14,284 県支出金 7,142	7,142
	2		児童福祉費	5,423,255	2,483	5,425,738	2,483	
		3	児童保育費	1,677,154	2,483	1,679,637	諸収入 2,483	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積 立 金	5,680	福祉基金積立金 5,676 人に優しいまちづくり基金積立金 4	市民福祉事務費 5,680
19 扶 助 費	28,568	介護給付費	自立支援費給付事業 28,568
22 償還金、利 子及び割引 料	2,483	国庫負担金等返還金	私立保育園運営費等補助事業 2,483

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	564, 142	11, 008	575, 150	8	11, 000
	1		農 業 費	355, 611	11, 008	366, 619	8	11, 000
		6	農 地 費	247, 846	11, 008	258, 854	財産収入 8	11, 000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	11,000	県営特定農業用管水路等特別対策事業補助金	木曽川右岸用水関連事業 11,000 農業用施設事業 8
24 積立金	8	ふるさと水基金積立金	

議第 17 号

令和 3 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 246 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 212, 840 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		67,542	4,246	71,788
	1 繰越金	67,542	4,246	71,788
歳 入 合 計		5,208,594	4,246	5,212,840

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		69,550	4,246	73,796
	2 繰 出 金	1	4,246	4,247
歳 出 合 計		5,208,594	4,246	5,212,840

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			繰越金	67,542	4,246	71,788
	1		繰越金	67,542	4,246	71,788
		1	その他繰越金	67,542	4,246	71,788

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	4,246	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 8 諸支出金
(項) 2 繰 出 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
8			諸支出金	69,550	4,246	73,796	4,246	
	2		繰 出 金	1	4,246	4,247	4,246	
		1	他会計繰出金	1	4,246	4,247	繰越金 4,246	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
27 繰出金	4,246	一般会計繰出金	繰出金 4,246

議第 18 号

令和 3 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,789 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,039,895 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 財産収入		1,110	100	1,210
	1 財産運用収入	1,110	100	1,210
9 繰越金		58,179	11,689	69,868
	1 繰越金	58,179	11,689	69,868
歳 入 合 計		4,028,106	11,789	4,039,895

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		31,254	100	31,354
	1 基金積立金	31,254	100	31,354
7 諸支出金		44,043	11,689	55,732
	2 繰 出 金	1	11,689	11,690
歳 出 合 計		4,028,106	11,789	4,039,895

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			財産収入	1,110	100	1,210
	1		財産運用収入	1,110	100	1,210
		1	基金運用収入	1,110	100	1,210

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	100	1 基金利子

(款) 9 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
9			繰越金	58,179	11,689	69,868
	1		繰越金	58,179	11,689	69,868
		1	繰越金	58,179	11,689	69,868

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	11,689	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
4			基金積立金	31,254	100	31,354	100	
	1		基金積立金	31,254	100	31,354	100	
		1	介護給付費 準備基金積 立金	31,254	100	31,354	財産収入 100	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	100	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 100

(款) 7 諸支出金
(項) 2 繰出金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
7			諸支出金	44,043	11,689	55,732	11,689	
	2		繰 出 金	1	11,689	11,690	11,689	
		1	他会計繰出金	1	11,689	11,690	繰越金 11,689	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
27 繰出金	11,689	一般会計繰出金	繰出金 11,689

議第 19 号

令和 3 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,849 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 657,422 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		457,089	18,849	475,938
	1 後期高齢者医療保険料	457,089	18,849	475,938
歳入合計		638,573	18,849	657,422

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		592,013	18,849	610,862
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	592,013	18,849	610,862
歳 出 合 計		638,573	18,849	657,422

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
1			後期高齢者医療保険料	457,089	18,849	475,938
	1		後期高齢者医療保険料	457,089	18,849	475,938
		1	特別徴収保険料	300,248	3,663	303,911
		2	普通徴収保険料	156,841	15,186	172,027

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別徴収保険料現年度分	3,663	1 特別徴収保険料
1 普通徴収保険料現年度分	15,186	1 普通徴収保険料

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
2			後期高齢者 医療広域連 合納付金	592,013	18,849	610,862		18,849
	1		後期高齢者 医療広域連 合納付金	592,013	18,849	610,862		18,849
		1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	592,013	18,849	610,862		18,849

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	18,849	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 18,849

議第20号

令和3年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度美濃加茂市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度美濃加茂市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

（ 事 項 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
雨水管渠整備事業費	115,755 千円	20,000 千円	135,755 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	1,405,495 千円	20,000 千円	1,425,495 千円
第1項 企業債	865,000 千円	11,000 千円	876,000 千円
第4項 補助金	189,932 千円	9,000 千円	198,932 千円
支 出			
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,980,990 千円	20,000 千円	2,000,990 千円
第1項 建設改良費	420,030 千円	20,000 千円	440,030 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（ 起債の目的 ）	（既決限度額）	（補正限度額）	（ 計 ）
建設改良	253,400 千円	11,000 千円	264,400 千円

令和4年2月24日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

令和3年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			1,405,495	20,000	1,425,495
	1 企 業 債		865,000	11,000	876,000
		1 企 業 債	865,000	11,000	876,000
	4 補 助 金		189,932	9,000	198,932
		1 国 庫 補 助 金	111,650	9,000	120,650

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出			1,980,990	20,000	2,000,990
	1 建設改良費		420,030	20,000	440,030
		6 雨水管渠整備補助事業費(蜂屋川公共)	26,000	18,000	44,000
		8 雨水管渠整備単独事業費(蜂屋川公共)	12,005	2,000	14,005

令和3年度美濃加茂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	18,671
減価償却費	1,121,640
貸倒引当金の増減額(減少は△)	△ 232
賞与引当金の増減額(減少は△)	1,080
退職給付引当金の増減額(減少は△)	5,690
長期前受金戻入益	△ 611,241
受取利息及び配当金	△ 5
支払利息	273,174
資産減耗費	2,242
未収金の増減額(増加は△)	13,642
未払金の増減額(減少は△)	63,417
小計	888,078
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△ 273,174
業務活動によるキャッシュ・フロー	614,909
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 417,554
国庫補助金等による収入	109,644
一般会計等からの繰入金による収入	251,064
工事負担金の受入による収入	10,970
受益者負担金等の受入による収入	38,410
受益者負担等受入による収入	939
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,527
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	876,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,560,960
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	114,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 570,960
IV 資金増加額(又は減少額)	37,422
V 資金期首残高	642,780
VI 資金期末残高	680,202

令和3年度美濃加茂市下水道事業予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1)有形固定資産			
イ 土 地		2,387,364	
ロ 建 物	1,675,049		
減価償却累計額	<u>△ 400,510</u>	1,274,539	
ハ 構 築 物	37,225,446		
減価償却累計額	<u>△ 9,140,244</u>	28,085,202	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,112,483		
減価償却累計額	<u>△ 1,083,579</u>	1,028,904	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	240		
減価償却累計額	<u>△ 228</u>	12	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	3,636		
減価償却累計額	<u>△ 2,832</u>	804	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>67,874</u>	
有形固定資産合計			32,844,699
(2)無形固定資産			
イ 施 設 利 用 権		<u>1,789,117</u>	
無形固定資産合計			1,789,117
(3)投 資			
イ 出 資 金		<u>1,580</u>	
投資合計			<u>1,580</u>
固定資産合計			34,635,396
2 流 動 資 産			
(1)現 金 預 金		680,202	
(2)未 収 金	75,826		
貸倒引当金	<u>△ 1,849</u>	73,977	
(3)貯 蔵 品		3,946	
(4)その他流動資産		<u>16</u>	
流動資産合計			<u>758,141</u>
資 産 合 計			<u><u>35,393,537</u></u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債			
(1)	企 業 債			
イ	建設改良費等の財源に充て るための企業債	14,936,549		
	企 業 債 合 計		14,936,549	
(2)	他 会 計 借 入 金			
イ	建設改良費等の財源に充て るための借入金	<u>252,000</u>		
	借 入 金 合 計		252,000	
(3)	引 当 金			
イ	退職給付引当金	<u>65,782</u>		
	引 当 金 合 計		<u>65,782</u>	
	固 定 負 債 合 計			15,254,331
4	流 動 負 債			
(1)	企 業 債			
イ	建設改良費等の財源に充て るための企業債	<u>1,561,900</u>		
	企 業 債 合 計		1,561,900	
(2)	他 会 計 借 入 金			
イ	建設改良費等の財源に充て るための借入金	<u>0</u>		
	借 入 金 合 計		0	
(3)	未 払 金		264,075	
(4)	引 当 金			
イ	賞 与 引 当 金	<u>4,780</u>		
	引 当 金 合 計		4,780	
(5)	その他流動負債		<u>5,000</u>	
	流 動 負 債 合 計			1,835,755
5	繰 延 収 益			
(1)	長 期 前 受 金		21,854,331	
(2)	収 益 化 累 計 額		<u>△ 6,106,141</u>	
	繰 延 収 益 合 計			<u>15,748,190</u>
	負 債 合 計			<u>32,838,276</u>
資 本 の 部				
6	資 本 金			1,413,051
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	国 庫 補 助 金	727,698		
ロ	受贈財産評価額	39,043		
ハ	受 益 者 負 担 金	242,512		
ニ	受 益 者 分 担 金	13,086		
ホ	その他資本剰余金	<u>214</u>		
	資 本 剰 余 金 合 計		1,022,553	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	当年度未処分利益剰余金	<u>119,657</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>119,657</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>1,142,210</u>
	資 本 合 計			<u>2,555,261</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>35,393,537</u>

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 30年～50年

機械及び装置 10年～20年

車両及び運搬具 4年～6年

工具器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権 50年

2 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

当事業年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、岐阜県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(3) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

(1) 令和2年度予定 (令和3年3月31日)

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,722,804千円である。

(2) 令和3年度予定 (令和4年3月31日)

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,608,755千円である。

Ⅲ. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していること、及び公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業では汚水処理と雨水処理を行っていることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分		事業の内容
公共下水道事業	汚水処理	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地における雨水排除。
特定環境保全 公共下水道事業	汚水処理	市街地以外の区域における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地以外の区域における雨水排除。
農業集落排水事業		農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理。

2 報告セグメントごとの資産、負債、その他の項目の金額

(1) 令和2年度予定

(単位：千円)

	公 共 下 水 道 事 業			
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計
セグメント資産	26,483,100	3,149,070	486,853	30,119,023
セグメント負債	25,122,778	2,876,876	168,806	28,168,460
その他の項目				
他会計繰入金	729,997	150,007		880,004
減価償却費	789,746	139,897		929,643
支払利息	226,090	20,680		246,770
他会計借入金	138,000	0		138,000
有形・無形固定資産の増加	141,321	243,825		385,146

	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業				農業集落 排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計		
セグメント資産	3,417,625	208,194	133,586	3,759,405	2,194,587	36,073,015
セグメント負債	3,252,077	192,037	31,564	3,475,678	1,892,287	33,536,425
その他の項目						
他会計繰入金	100,400	1,151		101,551	128,483	1,110,038
減価償却費	107,413	1,062		108,475	73,696	1,111,814
支払利息	29,270	130		29,400	14,320	290,490
他会計借入金	0	0		0	0	138,000
有形・無形固定資産の増加	38,860	142,655		181,515	11,121	577,782

(2) 令和3年度予定

(単位：千円)

	公 共 下 水 道 事 業			
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計
セグメント資産	25,811,092	3,220,767	524,520	29,556,379
セグメント負債	24,446,509	2,946,435	199,923	27,592,867
その他の項目				
他会計繰入金	716,845	141,507		858,352
減価償却費	791,372	146,624		937,996
支払利息	210,944	21,360		232,304
他会計借入金	232,000	0		232,000
有形・無形固定資産の増加	136,092	198,982		335,074

	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業				農業集落 排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計		
セグメント資産	3,349,428	263,845	108,395	3,721,668	2,115,490	35,393,537
セグメント負債	3,154,775	251,822	28,228	3,434,825	1,810,584	32,838,276
その他の項目						
他会計繰入金	110,348	3,254		113,602	123,376	1,095,330
減価償却費	107,412	3,631		111,043	72,601	1,121,640
支払利息	26,940	750		27,690	13,180	273,174
他会計借入金	20,000	0		20,000	0	252,000
有形・無形固定資産の増加	40,302	61,851		102,153	1,722	438,949

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当・勤勉手当及びこれに係る法定福利費として14,370千円を支払う予定であるため、賞与引当金3,700千円を取り崩すこととしている。

2 貸倒引当金の取崩し

令和3年度において、不納欠損による損失を計上する予定であるため、貸倒引当金1,142千円を取り崩すこととしている。

令和４年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

令和４年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

令和４年２月２４日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- 議第２１号 令和４年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第２２号 令和４年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第２３号 令和４年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第２４号 令和４年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第２５号 令和４年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
- 議第２６号 令和４年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第２７号 令和４年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第２８号 令和４年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第２９号 令和４年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第 3 0 号

(仮称) 美濃加茂市立新古井保育園整備事業設計・建設等の請負契約
の変更について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

- 1 契 約 名 (仮称) 美濃加茂市立新古井保育園整備事業設計・建設等
- 2 契約金額 変更前 金 1, 1 6 7, 8 8 4, 3 0 0 円
変更後 金 1, 2 0 1, 5 9 3, 8 0 0 円

議第 3 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

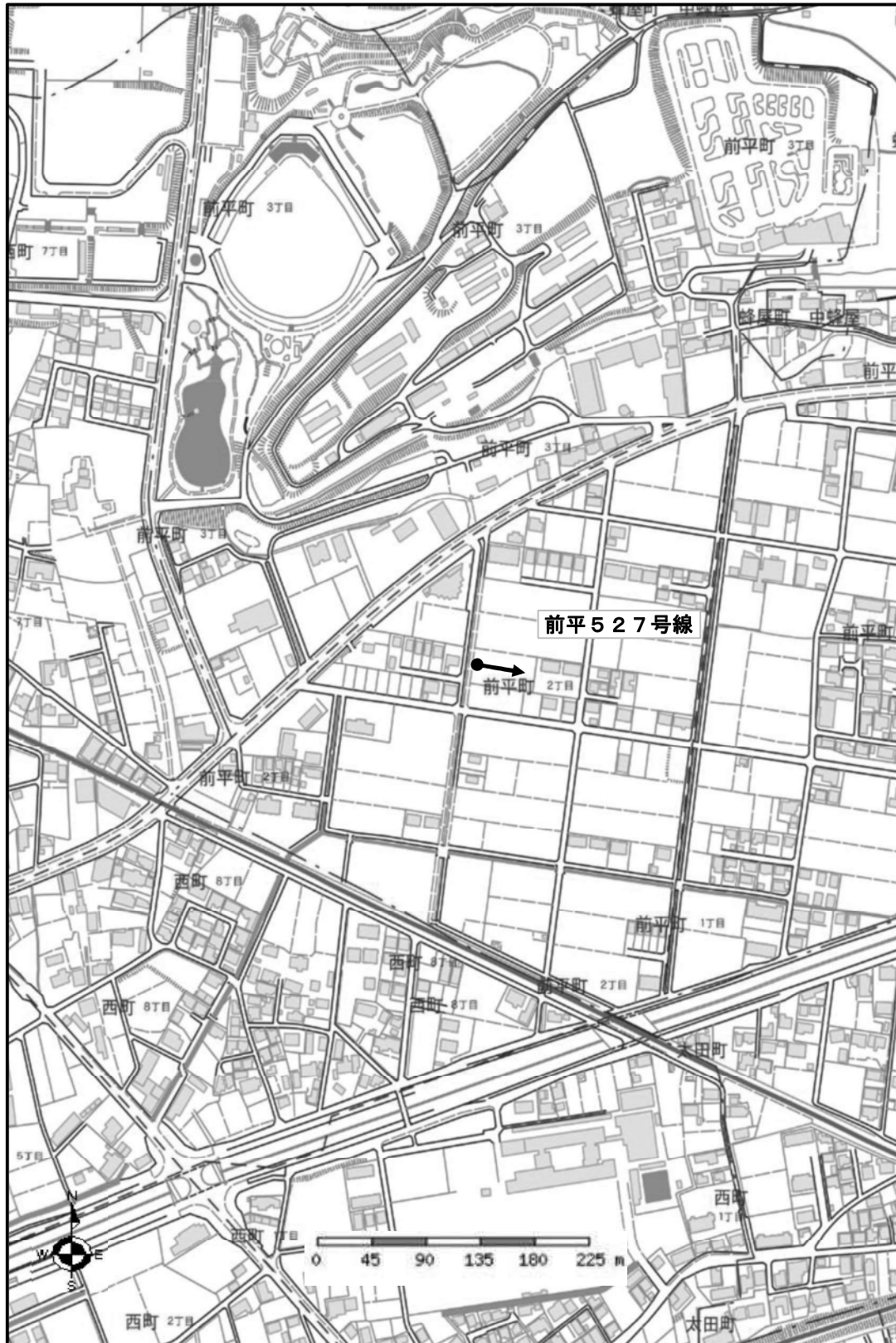
美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	前平 5 2 7 号線	美濃加茂市前平町二丁目 7 3 番 1 地先	
		美濃加茂市前平町二丁目 7 3 番 5 地先	
2	西町 5 2 8 号線	美濃加茂市西町四丁目 7 7 番 1 4 地先	
		美濃加茂市西町四丁目 7 7 番 1 6 地先	
3	本郷 7 0 4 号線	美濃加茂市本郷町七丁目 9 1 番 1 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目 9 1 番 3 地先	

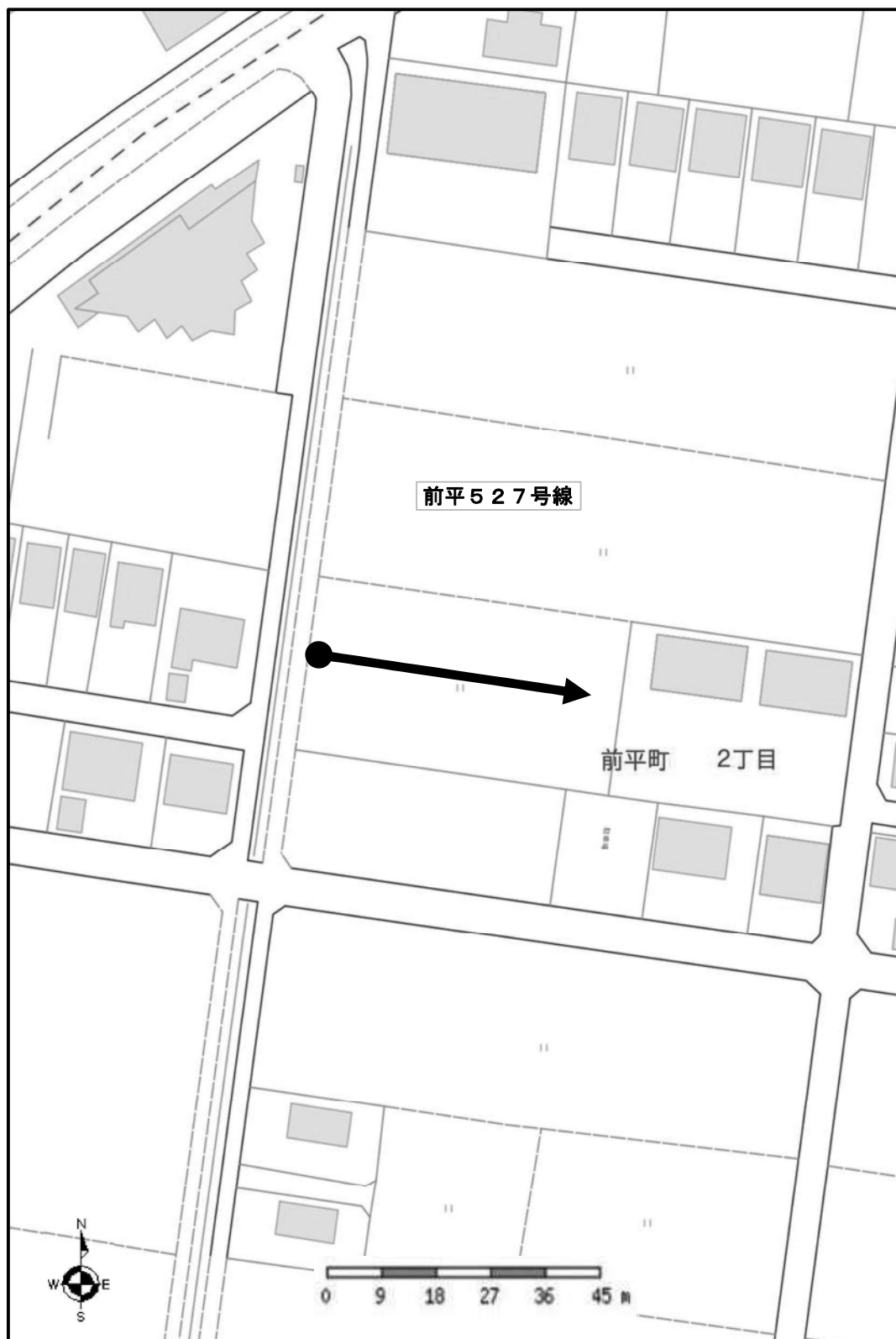
新規認定路線

①:前平527号線



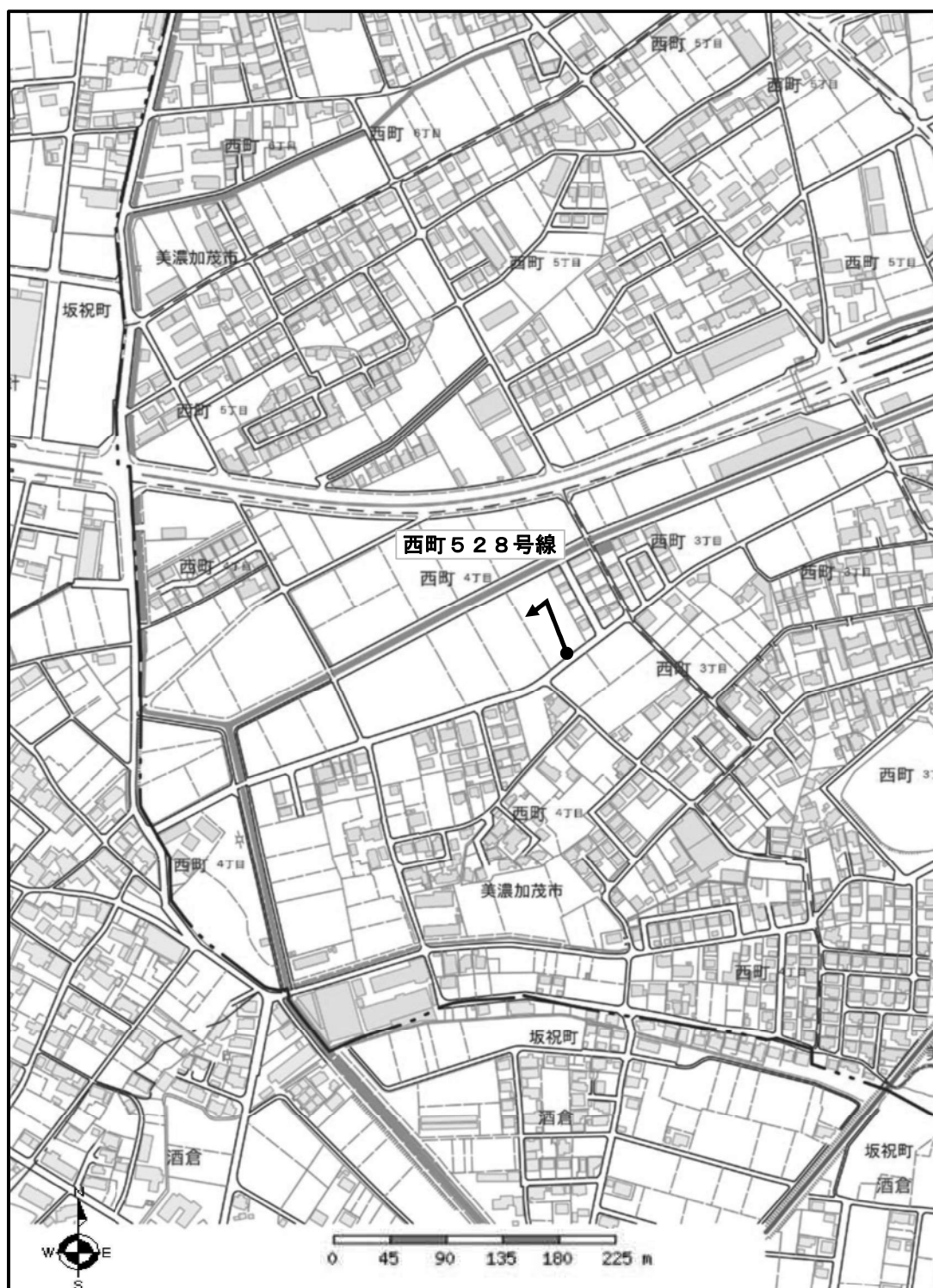
新規認定路線

①:前平527号線



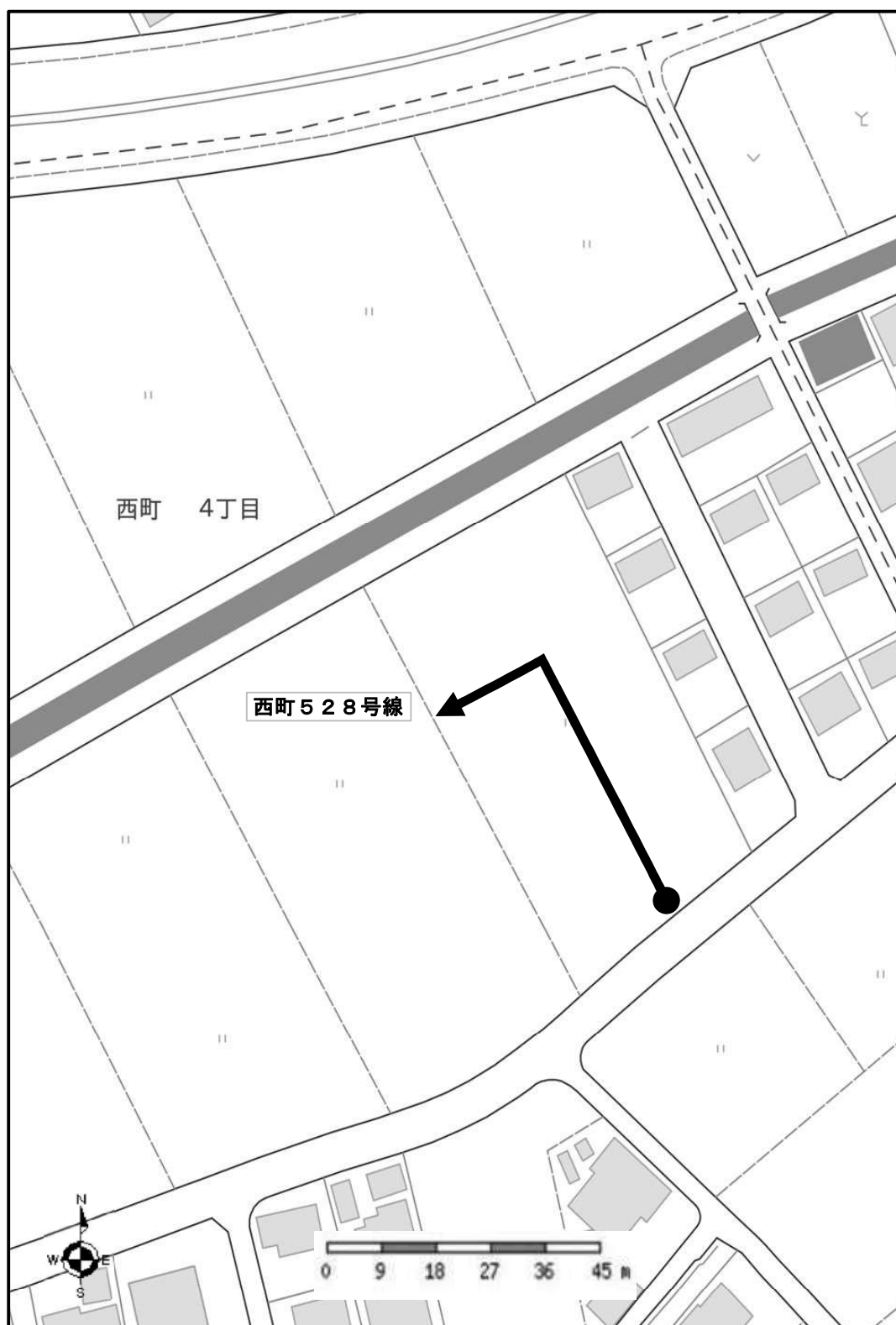
新規認定路線

②:西町528号線



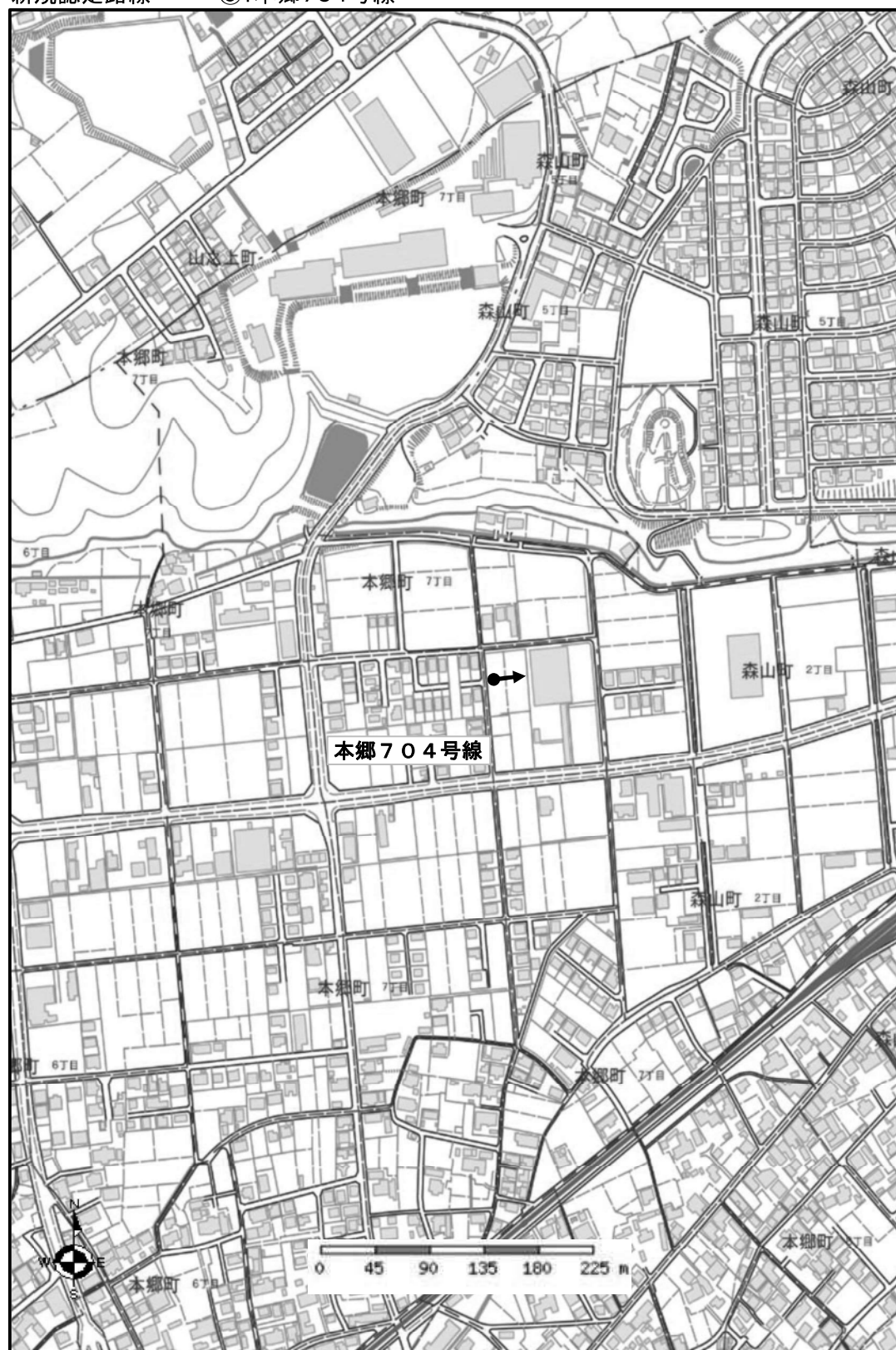
新規認定路線

②:西町528号線



新規認定路線

③:本郷704号線



新規認定路線

③:本郷704号線





Walkable City
Minakama